

### 分節政治理論における市民的人間型

HOSOI, Tamotsu / 細井, 保

---

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

公共政策志林 / 公共政策志林

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

141

(終了ページ / End Page)

148

(発行年 / Year)

2014-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012098>

〈寄稿論文：特集まちづくり都市政策セミナー第3分科会〉

## 分節政治理論における市民的人間型

細 井 保

本稿は、2013年10月に開催された、第38回法政大学大学院まちづくり都市政策セミナーの分科会「政策論から見た『市民社会』の思想史」での報告原稿をもとにした論攷である。同セミナーは、公共政策系大学院がまだ一般的ではなかった1970年代よりつづくセミナーであり、こうした大学院の理念を先駆的にかかっていたといえよう。筆者の報告は、30年以上にわたって続くセミナーの理論的支柱ともいえる市民政治理論における市民の定義をあらためてふりかえるものであった。

報告では、松下圭一「『市民』的人間型の現代的可能性」『現代政治の条件』中央公論社、1969年の内容を主にふり返ったが、本稿では、その後、分節政治理論へと結実する理論における市民の定義をも、あわせてしめた。くわえて註においてハーバーマス『公共性の構造転換』やリーデル『市民社会の概念史』などによる補足をこころみ<sup>1</sup>。

市民政治理論において市民は「私的・公的自治活動をなす自発的人間型」として設定される<sup>2</sup>。その際、市民は「歴史の実体」としてではなく、むしろ「民主主義の前提をなす個人の政治的資質」すなわち「市民性というエートス」あるいは徳性として理解される。市民はかつての歴史の実体から切断されて「政治理念としての普遍のエートス」となる。

歴史の実体としては、たしかに市民的人間型は、ヨーロッパ都市とキリスト教という「特定体制における支配層の封鎖的身分倫理」であった<sup>3</sup>。しかしながら、そこで「自治と平等すなわち共和原理」を確立したがゆえに、この人間型は普遍的意義を有す

るにいたる。すなわち「ヨーロッパ都市は、城壁と公共広場に象徴されるように、都市誓約にもとづく市民会議、理事者公選、市民裁判所をそなえた共和的自治の伝統を支配層内に形成していった」。ついで「キリスト教は、その起源においてのみならずことにその近代化過程において、個人の普遍性と内面性の論理を準備していった」のである。

市民はたしかに西洋の形象であったが、それは「工業を背景とする民主主義の普遍的精神」となり、くわえて「人間的全体性の現代的形姿」として位置づけられ、意義を有する。こうして普遍的な原理を形成し準備していったことにより、市民的伝統は、17・18世紀の「啓蒙哲学」ないし「市民社会理論」へと結晶していくのである<sup>4</sup>。市民の特殊西洋性にもかかわらず、今日、市民的人間型は「普遍的な人間型理念」となり、市民社会理論はⅠ「政治国家に対立ないし自立する経済社会」とⅡ「自由・平等で理性的な個人の自発的結合ないし予定調和」という構成をもつにいたる<sup>5</sup>。

個人のⅠ「経済的自立性」とⅡ「政治的自立性」を基礎前提として、(a)「教養と余暇の拡大」による「社交性」の拡大と(b)「自由・平等という生活感情の醸成」という「市民感覚」の形成が、市民的徳性として提起される<sup>6</sup>。またこのような市民的徳性の大量的成熟を可能とする社会学的条件として「工業の拡充と民主主義の展開による伝統的階層の崩壊と生活水準の上昇」および「都市的生活様式の拡大にともなう情報の知的選択の可能性の増大」があげられる。

その後この市民社会理論は、19世紀から20世紀前

半にかけて、二つの問題点に逢着してきた。まず第一に「資本主義的疎外」であり、第二に「大衆社会的疎外」である<sup>7</sup>。19世紀以来、資本主義的疎外にたいして「社会主義」の挑戦がなされ、「労働者階級の政治的進出」がはかられた。ついで20世紀にはいると、大衆社会的疎外という問題状況が「テクノロジーの発達」とともに加速していく。工業化と民主化の成熟にともなう人間型としての市民にたいして、資本主義的疎外と大衆社会的疎外という二つの問題点が交錯してくるのである。こうして、20世紀の半ばにかけて、とくに「大衆民主主義という前提のもとでの市民的人間型の形成」が問題となってくる。

社会主義の挑戦にたいして市民政治理論は、市民的自発性を「労働者階級の主体的エートス」とすることによって対応する<sup>8</sup>。その際、労働者階級の存在形態が「19世紀的・後進国的条件」と「20世紀的・先進国的条件」とでは形態的に異なっていることが指摘され、後者の条件こそが「労働者階級の市民的自発性の前提」として機能するのである。同条件において「階級意識」は「貧困をバネとすること」から「市民的自発性をバネとするもの」へと変化する。窮乏化説と異なり「先進資本主義国において政治的に成熟してきた労働者階級は、国民の中核階級として、市民的自由の擁護・拡充の指導階級として位置づけられてくる」。

本稿でとりあげている市民政治理論の特徴として、社会主義理論もまた「プロレタリアートを主体とする、万人の「市民社会」の建設」を意図していた、と強調する点があげられる<sup>9</sup>。ここではマルクスも市民社会理論の正統の後継者として位置づけられる。共産主義社会では「各個人の自由な発展が、すべての人々の自由な発展にとっての条件である」という『共産党宣言』でしめされる考え方に、市民社会理論とおなじ「個人と社会の予定調和」の発想をみいだすのである。「マルクスの社会主義も、プロレタリアートによる生産力の民主的管理（生産手段の私的所有の廃止）を経済的基盤とする「市民社会」の実現であった」。それは「国家にたいする社会」の、あるいは「権力にたいする自由」の勝利を

めざすものであり、こうした図式はまさしく「啓蒙哲学的な「市民社会」の理論」があざやかにえがきだしていたものとされる。19世紀の社会主義理論は「階級という特殊」と「市民社会という普遍」、あるいは「階級という現実」と「市民社会という理念」の緊張のなかで思考してきたのである。

なおここで20世紀前半のファシズム化の経験をふまえて、労働者階級の市民的自発性を保障する制度として「形式民主主義」を確保することが課題としてあげられる。ファシズムの洗礼をうけたことにより、かつては「ブルジョワ民主主義」として「形式的」なるがゆえに軽視されていた形式民主主義は、「形式的」なるがゆえに逆に重要視されなければならなかった。

20世紀にはいると先進国的条件と形式民主主義の定着により労働者階級は「その市民的自発性を国民的規模で成熟させることが可能となった」。もちろんこれが資本主義体制内部でなされるため「労働者階級はマルクスの意味において解放されたのではけっしてない」ことも言及される。まず第一に「資本の公共的蓄積と計画的投下が政治的に可能にならないかぎり、私的蓄積という〈搾取〉は継続する」。ついで第二に「生産過程における労働者のイニシアティブが排除されている」。第三に「余暇生活までも資本主義的収奪・操作過程としてあらわれ」、これに「大衆社会的疎外」が加わってくる。にもかかわらず、先進国的条件や形式民主主義は、市民的自発性が成熟するための基本条件であった。資本主義的、大衆社会的二重の疎外過程の内部で「市民の古典的原型を再生する現代的条件を検討すること」こそが目指される<sup>10</sup>。

工業化と民主化が進展する20世紀的状况のもとで、市民の階層的前提として「労働者階級」について「その上層をなす新中間層」が中核として設定されるが、工業化が貫徹することにより、工業先発諸国において、注目すべき「市民的自発性の政治的条件の変化」が生じる。すなわち工業力の増大は「政治テクノロジーの飛躍的発達」それも「集権的形態における発達」を技術必然的に促進していったのである。政治テクノロジーの発達は、権力装置の「物理

的破壊力・機動力」を増大したことはもちろん「組織技術」をも質的に変化させた。とくに「官僚機構の肥大」と「マスコミの成立」は「大衆操作」の技術的条件を準備し、大衆社会的疎外を加速させていく。こうして20世紀の半ばに「政治テクノロジーの発達による全体国家化の危機ないし民主主義の形骸化に対決してゆく特殊現代的戦略を構築する必要」が、他方における「国民生産力の強化・国民生活の保障」とともに、市民政治理論の不可欠の課題として提起される<sup>11</sup>。

市民政治理論は、まず「市民的自発性の城壁としての市民的自由」をⅠ「権力からの自由」とⅡ「権力への自由」として設定することによって、大衆社会的疎外に対決しようとする<sup>12</sup>。Ⅰの権力からの自由は、(a)「個人が自由に行動しうる政治空間を一定のルールによって外的抑圧から保障」すること、すなわち「法治原理」、(b)「この空間における個人の自治を実現」すること、すなわち「個人自治」、(c)「この空間が侵されたときには個人が抵抗しうる権利を留保」すること、すなわち「抵抗権」として具体化され、Ⅱの権力への自由は、「政治空間の保障の政治的制度化への参加」すなわち「参政権」として具体化される。その際、市民的自由は第一義的には「権力からの自由」であり、ことに「権力への抵抗」がその中軸となるのである。ついで大衆社会的疎外にあらがう「市民的自由の保障の今日的戦略」として、市民レベルでの一「大衆組織の自発性の拡大と情報源の多元化による批判力の増大」すなわち「結社・言論の自由」、二「地域・職場における自治の拡大」、三「政策・政党選択への参加」がしめされる。

ここで、市民的自由の20世紀的条件の構築という戦略的理論をすぐれて展開したものとして、ラスキを中心とする多元的政治理論が参照される。同理論は「アソシエーション(自由な集団)」を基礎概念として構成したが、このアソシエーションは「現代的疎外に対する抵抗観念」として評価される。

以上の戦略にくわえて、官僚機構の肥大に抗するために「市民感覚」と「専門訓練」をどのように均衡させるかという問題もあわせて提起される。「専

門訓練の尖鋭化が専門集団の官僚機構化をとともなうため、市民感覚を培養するための市民的政治訓練が、日常レベル、政治レベルではもちろん、ついで学校レベルでも必要となる」。20世紀的・先進国的条件をもたらず「工業社会への移行」は「市民的自発性を増大させる今日的前提」でもあるが、同時に「権力からの心理的距離感の増大、職業的専門意識の肥大によって、現代的政治的無関心の条件としても機能する」<sup>13</sup>。この「パラドクスのゆえに、ますます市民的政治訓練が重要となる」のである。

さらに市民感覚を培養するための市民的政治訓練は「現代における人間の全体性形成の要求」にこたえるための唯一の方法でもあった。20世紀以降、人間の全体性は「全能のファウスト的人間型」あるいは「全体感覚に陶醉するロマン的人間型」の追求ではなく、「専門化しながらもまたそれゆえに逆に市民的教養の普遍性をもった市民的人間型」の追求として、はじめて現実的要請となるうるのであった<sup>14</sup>。

ではこうして設定された市民的人間型が身につけるべきエートス、もしくは「市民に要請される力量・品性」とは、具体的に何であろうか。分節政治理論においてこれは、Ⅰ「状況対応能力」、Ⅱ「意見調整能力」、Ⅲ「政策・制度能力」としてまとめられる<sup>15</sup>。このⅠⅡⅢが広くいきわたったとき市民文化が成熟するのである。

まずⅠ「状況対応能力」であるが、これは「既成現実がかたちづくる固定観念を流動化して、裸の目で状況全体を操作する能力」である。現実をかたちづくる政府、政策・制度、理論を「可変性ないし選択制をもつプラグマティックな仮構」とみなし、これを動かしていくという「状況自体へのリアリズム」をもつべきであるとされる。ついでⅡ「意見調整能力」であるが、これは「意見相互のあいだで政策・制度についての合意ないし多数決をめざした調整」をはかる能力である。というのも「すべての市民が個人意見をもつとき、この意見の類型化がすすむため、かならず党派がうまれる」。党派の成立の結果、当然「好悪それに教条をこえた寛容」が要請されるとともに、この意見調整能力が不可欠となる。Ⅲの「政策・制度能力」とは、政策・制度を「構

想」する能力はもちろん、決定にもちこむ「手続」力、くわえて決定の実現をはかる「執行」力をふくむ。いわゆる「知ったかぶりの無責任」とは、この「手続」「執行」をめぐる手法習熟の欠如であり、「手続」「執行」をふまえない「構想」はつねにアイデアどまりで、不毛でさえあった。

以上の三能力に「討論・演説という説得のレトリックの訓練」がつけくわわるが、こうした諸能力の習熟には、なによりも「市民活動の経験蓄積」が不可欠となる<sup>16</sup>。なぜならば「誰もが、直接間接に、自分の経験のない事態については認識すら不可能だからである」。「批判・参画という参加型の政治経験」が「文化ないし慣習」として蓄積されなければならない。この市民活動の政治経験をへて諸能力が定着したとき「市民の智慧」がうまれる。さらにこの智慧が「コモン・センス」として市民間に共有され、世代から世代へと相伝されるとき「自治・共和型の市民文化」が成熟するのである。

なお20世紀はじめのドイツでウェーバーは「情熱、洞察力、責任意識」を、政治家に期待される資質としてあげたが、分節政治理論において「この資質は政治家に固有の資質ではなく市民一般にのぞまれる資質そのものである」とされる<sup>17</sup>。したがってウェーバーが政治家にこの資質を要求したことは、政治家に「市民たれ」といったにすぎず、分節政治理論からすると政治家がまず市民でなければならないのは当然であった。このように、分節政治理論の要求水準は高いともいえる。なぜならば、一方ではたしかに政治家に市民たれといっているにすぎないかもしれないが、逆に市民に政治家たれといっていることにもなるからである。

以上見てきたように、市民政治理論ないし分節政治理論は、なぜ市民の人間型は普遍的たりうのか、という問にたいして、同人間型は、実体としてはたしかに封鎖的身分倫理であったかもしれないが、そこにしめされた価値は普遍性を有する、と主張するのである。しかしながら、歴史的実体性や具体性を有さない抽象的な市民の人間型はそもそも定着可能なのか。あるいは、人間の経済的行為を所与

の前提として考慮することなく、期待概念としての市民のみを論ずることは妥当なのか<sup>18</sup>。所与が批判的に考察の対象とならないかぎり、論じられる市民は労働・所有・交換にもとづく人間型にとどまり、贈与にもとづく社会関係の可能性などは当然ながら展望されえない。市民政治理論は、19世紀に社会主義、20世紀の前半より大衆社会が提起してきた問題に逢着してきたが、くわえて20世紀の第4四半期以降、エコロジー、フェミニズム、多文化主義からの問題提起にも直面していて、これらへの応答をせまられている。

もちろん、相互に自由で平等で独立した理性的な個人が自発的に構成する社会において、各人の生命・自由・財産といった固有権 (property) をより良く維持していく、という市民的価値を、一旦受容するならば、こうした期待概念を掲げ、その実現をはかっていくということは当然のことである。ただしある価値を受容するという事は、他の価値を傷つけたり、棄てるということにもなりうるのであって、この点に自覚的であるということも必要なのであろう。特定の人間型を政治の前提とすることは、その型から外れる人間を政治の考慮外におくことにもなりかねない。そもそも多様な問題提起はこの点を指摘しているともいえる。

#### 註

- 1 本稿では原著がドイツ語であらわされたものについてすべて翻訳によった。本来であれば原著にあたらないところであるが、セミナーの性質上、入手しやすくひろく日本語で読めることを考えて翻訳を用いた。
- 2 松下圭一「『市民』の人間型の現代的可能性」『現代政治の条件』中央公論社、1969年、213頁。
- 3 前掲書、214頁。
- 4 前掲書、228頁。

市民社会の概念史を著したリーデルもまた同概念の普遍的意義をつぎのように記している。「この術語は、たんに歴史的に与えられた社会状態を記述するだけの概念を表すのではなく、そうした社会状態で実現されるべき諸規範（たとえば《権利》や《自由》といった）をも規定する概念を表わす。もちろん規範的な機能は、概念史上比較的遅い時期になって（カント以降）初めて明確となったのである」（マンフレート・リーデル著、河上倫逸、常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』以文社、1990

年, 115頁)。リーデルによると、カントこそが、いわば封鎖的身分倫理を普遍的人間型理念へと昇華させたのであった。カントの議論の基礎には、一「ソツイエートの各構成員の自由」、二「ソツイエートの各構成員の他者との平等」、三「ある共同体の各構成員の独立性」という三つのアプリアリで純粋な理性諸原理にもとづく人権の普遍性があり「この人権によって市民社会の自由主義的構想は、伝統的な政治哲学の限界を打ち破り、自由を、すべての人間の譲渡不可能な権利として承認し採り入れた。権利主体、《人格》であるという人間の本質が、いまや市民社会を規定する」。それは「自由そのものを普遍的人権として市民社会に導入し、したがってヨーロッパ市民層の政治的解放をヨーロッパの歴史と哲学の連続性から正当化することによって新しい言い廻しを提供し、旧来の言語使用のもつ限界を乗り越えている」(前掲訳書, 65頁以下)。

5 松下, 前掲書, 214頁。

国家に対立ないし自立する社会というとはえ方は、リーデルによると一九世紀初頭に始まる新しいとはえ方であった。しかもこのとはえ方が強い規定力をもったのはむしろ自由主義の伝統のうすいドイツであった。イギリスやフランスのような西ヨーロッパの諸国においては「古くからの源泉に由来する自由主義による〔社会〕解放運動が政治的に成功をおさめ、理論においても実践においても市民社会と国家とは伝統的に同一視され、それが姿を変えながら繰り返されたからである。英語の〈シヴィル・ソサエティ civil society〉やフランス語の〈ソシエテ・シヴィル société civile〉は依然として政治社会と同義語であった」。もともと「ギリシア語＝ラテン語の伝統をひく古い用法では、〈市民〉社会ということで、つねに《政治 politische》社会が理解され、支配団体としての市民共同体とその公的＝政治的組織の双方を含意していた。「市民社会は政治的支配形式つまり《国家 Staat》と同意見ないし同義語であり」、両術語とも同一の概念を表していたとリーデルは定式化する。「これにたいして、新しい用法では、〈市民社会〉と〈国家〉とはまさしく相対立するものとされる。そこでは〔市民社会という〕術語の用法は支配＝組織形式の欠如ないし否定によって定義される。〈市民社会〉はいまや市民たる私的所有権者からなる社会、つまり人間による人間にたいする政治的支配にかえて、(人格および所有権の自由という原理により)物にたいする経済的支配だけがなお承認されるような社会という、脱国家的脱政治的な領域だけを指している」(リーデル, 前掲訳書, 11頁以下)。リーデルのこうした見方とは対照的に本稿で紹介している分節政治理論においては、国家を国レベルの政府つまり機構とみなし、政治を市民政府と市民社会の関係としてとらえていったのが先発西欧系の理論であり、国家を社会をも包括する団体とみなし、市民社会を国家によって克服すべき対象ととらえていったのが後発中欧系の理論であった。つまりリーデルにおいては、先発西欧において国家は市民社会とひとしく、後発中欧において国家

は市民社会と対立するのにたいして、分節政治理論においては、むしろ前者において国家と市民社会は区別され、後者において市民社会は国家に飲み込まれるのである。本稿では立ち入らなかったが、これはさらなる考察を要する興味深い論点であると思われる。

6 前掲書, 215頁。

7 同右。

8 前掲書, 220頁。

9 前掲書, 221頁。

この解釈についても、リーデルは異なる見解を有している。『共産党宣言』における「各個人の自由な発展が、すべての人々の自由な発展にとっての条件である」という考え方は、リーデルによると「協同のモデル」であり「これは市民的自由主義的な、契約の並列関係モデルとは正反対の着想」であった(リーデル, 前掲訳書, 95頁以下)。労働者階級の解放で始まろうとする国家のない未来の社会主義的社会あるいは共産主義的社会のモデルとして用いられているのは、階級社会またはブルジョワ社会を克服し、これを人類の前史へと追いやるべき「協同のモデル」であった。マルクスの、各個人の自由な発展がすべての人々の自由な発展にとっての条件である、という要求は、「自立した諸個人の同格という自由主義的契約図式」を「社会の連合図式」によってとってかえるものであった。リーデルいわく「このきまり文句のもつ難点は、自由主義的構想の掲げる要求を取り入れ、市民社会の解放史を最後まで記しているが、「自立した」諸個人の規範体系を「連合した」諸個人の規範体系と媒介することがなかった点にある」。互いに競合しあうこれら両方の社会モデルを、どのようにして媒介することができるのかは未解決であった(前掲訳書, 115頁)。このようにここでも分節政治理論とリーデルの見方は異なり、前者が契約モデルの延長線上にマルクスの考え方を位置づけるのにたいして、後者はマルクスの着想を正反対の協同モデルとして理解する。こうした見解の相違はいくつかの論点を提起するようと思われる。試みにあげると、経済関係が交換にもとづくものでなくなったとき、自立した諸個人の規範体系は、なお交換を原型としたものでありうるのか。もしくは自立した諸個人の規範体系はどこまでも経済関係に規定されるものなのか。経済関係をそのままに、自立した諸個人の規範体系を変えることはできるのか。あるいは経済における交換を原型としつつある理念が結実したとき、その理念の実現にあたって、もとの経済関係の変革にいたるようなことはありうるのか、などである。

10 松下, 前掲書, 228頁。

11 前掲書, 216頁以下。

本稿で紹介している『現代政治の条件』は1960年代までの論攷をあつめたものであるが、ほぼ同じ時期にハーバースマスもまた大衆社会的疎外を前にいかにして公共性という観点から市民文化を再生するのかを、ドイツにおいて考えていたといえる。ハーバースマスによると、大衆社会および大衆民主政治の成立とともに、巨大な企業・

団体、政党といった「国家装置との共働のなかで内部的に権力行使と権力均衡を運営する諸機関」は、上からマス・メディアを駆使することによって、従属化された公衆の同意あるいは黙認を調達しようとする。「公共的論議」「支配権の立法的創立」「支配権行使の批判的監視」は失われ、批判にかかわって操作が登場し、大衆の意識は操られる（ユルゲン・ハーバーマス著、細谷貞雄、山田正行訳『公共性の構造転換』未来社、1994年、233頁）。マス・メディアは一方では遙かに巨大な射程と影響力をもつようになるが「以前には新聞は、公衆として集合する私人たちの議論を仲介し助勢することができるだけであったのに、今や公衆の論議は逆にマス・メディアによってはじめて形成されることになる」（前掲訳書、二五七頁）。しかしながらこうした「意見造形事業」によって作りだされた合意にはそもそも合理性が欠け、「知的批判」は「ムード的順応」に席をゆずってしまうのである（前掲訳書、264頁）。

12 松下、前掲書、217頁。

13 前掲書、219頁。

ハーバーマスもまたつぎのように述べていた。大衆が「国家にたいして取っている態度は、主として政治的参与という態度ではなく、社会保障を期待するが、なにかの決定を本腰で貫徹しようとするわけではない漠然とした要求姿勢である。国家との接触は、主として行政の分野で、それも窓口でおこなわれる。それは非政治的な接触であり、「身勝手な無関心さ」をもっている。福祉国家では、なによりも管理と配分と保障がおこなわれるが、このような国家では、たえず行政行為に包摂される国民の「政治的関心」は、主として職種別に拘束された要求項目に限定されてしまう。そしてかれらはこれらの要求の効果的代弁を、大組織に委託することになる。それ以上に各自の投票のイニシアティブに残されているようにみえる事柄は、投票として組織された選挙のために各政党の管理下に組み入れられる」。選挙への関心も、そもそも各政党の本格的情宣活動によって定期的に造成されるものにすぎなくなり、選挙戦はもとよりあった政治的な意見間の論争から自然に起こるものではもはやなくなる（ハーバーマス、前掲訳書、279頁）。しかも日常的に討論をつうじた公論の形成からもっとも遠ざかっている人々ほど、選挙工作者たちの影響をもっとも受けやすく、こうした人々の関心は、示威的もしくは操作的に造成される。どの政党も啓蒙活動によってではなく、非政治的な消費者的態度への迎合によって極力票を汲み上げようと試みるのである。操作は公論ではなく「拍手喝采の気風」「ムード的意見の気風」をもたらす。宣伝は、意見と意識ではなく、下意識に働きかける（前掲訳書、282頁以下）。ここから公共性の再生をめざしてハーバーマスは『公共性の構造転換』の結論部分で「組織内的公共性」の必要性を提起し（前掲訳書、333頁以下）、その後、思弁的なコミュニケーションの行為論へと向かうのにたいして、本稿で紹介している分節政治理論へといったる系譜は、1970年代に公準としてのシビル・ミニマムを

設定した後、1980年代にプラグマティックな市民文化論を展開していく。

14 カントが『啓蒙とは何か』のなかでしめした理性の「私的」使用と「公的」使用についての考え方は「専門訓練」と「市民感覚」を対比させるのに参考になると思われるので以下に引用した。カントは、啓蒙を成就するには理性をあらゆる点で公的に使用する自由が必要である、と述べる。そのうえで「自分の理性を公的に使用することは、いつでも自由でなければならない、これに反して自分の理性を私的に使用することは、時として著しく制限されてよい、そうしたからとて啓蒙の進歩はかくべつ妨げられるものでない」と、理性の二つの使い方を対比させる。「理性の公的使用」というのは「ある人が学者として、一般の読者全体の前で彼自身の理性を使用することを指している」。また「理性の私的使用」というのは「公民として或る地位もしくは公職に任ぜられている人」が「その立場においてのみ彼自身の理性を使用する」仕方なのである。くわえてカントは以下のような興味深い対比をおこなっている。「ところで公共体の利害関係を旨とする多くの事業においては、その公共体を構成する人達のうちの若干に、あくまで受動的な態度を強要するようある種の機制を必要とする。それは政府が、この人達を諸種の公的目的と人為的に一致せしめるためであり、或いは少なくともこれらの目的を転覆させないためである。こういう場合には、議論はもとより許されていない、ただ服従あるのみである。しかしかかる機構の受動的部分を成す者でも、自分を同時に全公共体の一員—それどころか世界公民的社會の一員と見なす場合には、従ってまた本来の意味における公衆一般に向かって、著書や論文を通じて自説を主張する学者の資格においては、論議することはいっこうに差し支えないのである、そうしたからとて、彼が他方で受動的成員として加わっているところの事業には、いささかも損害を与えることがないからである」（カント著、篠田英雄訳『啓蒙とは何か』岩波書店、1950年、10頁以下）。1世紀をへて大衆デモクラシーが所与となり、こうした対比から理性の諸原理にもとづく人権といった契機が強調されなくなると、ウェーバーがしめした以下のような「官僚」と「政治家」の対比となる。官僚は、その本来の職分からいって、憤りも偏見もなく非党派的に「行政」職務を執行すべきであり「政治」をおこなってはならない。「闘争は、指導者であれその部下であれ、およそ政治家である以上、不断にそして必然的におこなわざるをえない。しかし官吏はこれに巻き込まれてはならない。党派制、闘争、激情—つまり憤りと偏見—は政治家の、そしてとりわけ政治指導者の本領だからである。政治指導者の行為は官吏とはまったく別の、それこそ正反対の責任の原則の下に立っている。官吏にとっては、自分の上級官庁が、一自分の意見具申にもかかわらず—自分には間違っていると思われる命令に固執する場合、それを命令者の責任において誠実かつ正確に一あたかもそれが彼自身の信念に合致しているかのように—執行できることが名誉

である。このような意味における倫理的規律と自己否定がなければ、全機構が崩壊してしまうであろう。これに反して、政治指導者、したがって国政指導者の名誉は、自分の行為の責任を自分一人で負うところにあり、この責任を拒否したり転嫁したりすることはできないし、また許されない。官吏として倫理的にきわめて優れた人間は、政治家には向かない人間、とくに政治的な意味で無責任な人間であり、この政治的無責任という意味では、道徳的に劣った政治家である」。ウェーバーによると「官僚政治」とは、こうした人間がいつまでも指導的地位についていて後を絶たない状態のことをさすのであった（マックス・ウェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店、2010年、40頁以下）。

- 15 松下圭一「組織・制御としての政治」『現代政治の基礎理論』東京大学出版会、1995年、31頁。

本稿では、大衆社会的問題状況のなかにも市民政治の可能性をみだし、この可能性を自治・分権化、多元・重層化へと結実させていく分節政治理論自体については立ち入った紹介をしなかったが、同理論の詳細については前掲書、35頁以下を参照せよ。

- 16 前掲書、32頁。

なお「横議」「横行」「横結」を、近代日本におけるこうした経験蓄積の源流とみなすことができるかもしれない。以下に長くなるが参考までに1960年代に著された藤田省三「維新の精神」の内容を引用した。外国船渡来を契機として、幕末、日本国中が海防策の論議に熱中するにいたったが「論議の沸騰は、その内容とは無関係に、幕藩体制を揺るがす一つのファクターとなった。何故ならば、その議論の筋が百分千裂の様相を呈したからである。「百論沸騰」し「処士横議」の状態がここに生まれた。幕府による「国論の統一」はハカナク消えた。「統一的海防策」が崩れて様々の勝手な「海防策」が噴出した。これはコミュニケーション様式の大きな変革をもたらす。「口々に勝手な理屈をこね廻し始めた時、幕藩体制がよって立つ意見の流通体系は崩壊する。上役へ上役へと意見を吸い上げて、藩主と藩中枢役人の決定を通じてのみ、隣の者に伝わっていく、といういわば頂点を同じくする無数の三角形の形をもったコミュニケーション様式は、ものどもが勝手に口をきき始めた時解体した。当時、その勝手な論議は全国的となったから、右の三角形を更に大きな三角形へと統合していた幕藩体制の意見体系もまた、それにつれて解体した。「処士横議」の禁は哀れにも「高札」のみとなった。実際には横断的議論は普通のこととなっていた。だがそうした傾向はそこに止まったのではない。他のあらゆる場合と同じく、横への議論の展開は横への行動の展開を伴う。「横議」の発生は「横行」の発生をもたらした。藩の境界を踏み破って全国を「横行」するものが増大していった。この横行はさらに横結をもたらす。「かくして「身分」によることなく「志」のみによって相互に判断し結集する「志士」が生まれ、それは紆余曲折を経ながらも、ネイション・ワイドの連絡を曲がりなりに作ることもあった。旧社

会の体内に新国家の核が生まれたのである。維新の政治的一側面はこの時誕生したと言ってもよい。志士たちは「身分」「格式」「門閥」の原理を取っ払い、封建の範囲を越えて自らの選択によって行動し「志」による結合の原理を打ち樹てていった。この場合、横の連結はもはや士族の間の連結に止まることは出来ないはずであった。「むろん、維新における横の結合は、すでに従来言われて来たように、下層武士以下の民衆に広がる面において弱かった。しかし、それへの傾向は右の事実に象徴されているように、まぎれもなく各処において進行していたのである。それなしには「四民平等」のスローガンが出て来ることはありえなかったはずである。「志」すなわちイデーこそは一切の身分に対して平等に働く」。百論沸騰し、処士の横議、浪士の横行、志士の横断的連結が出現した。「横断的議論」と「横断的行動」と「地位によらずして志によって相集まる横断的連帯」つまり「横議」「横行」「横結」の発展こそが維新をもたらしたのである。そうして「今日、「横」の討論と「横」の行動形態と「横」の連帯とを達成せんとするならば、我々は何をなすべきであろうか」というのが藤田省三「維新の精神」の問題提起であった（藤田省三『維新の精神』みすず書房、1975年、3頁以下）。もっとも藤田は1960年代以降、都市型社会の成熟などは拒絶し、逆にそこに文明の終末をみて窮乏化説的ともいえる発想から文明の再生を示唆していく。

- 17 松下、前掲書、33頁。

ウェーバーの問いもまた「古代エジプト国家の土民のように、力なくあの隷従に順応せざる」をえない大衆社会的疎外をもたらす「官僚制化が間断なく前進する基本的事実」を前に「将来の政治的組織形態」をいかに問うのかということにあった。問い方は三つあった。一つは、人権の時代からの獲得物を維持するために「官僚制化の強大な傾向に直面して、なんらかの意味での「個人主義的な」活動の僅かに残った自由をすこしでも救い出す」方途を問うことであった。だがウェーバーの関心はこの問題にはなかった。二つ目が「国家官僚層の不可欠の増大、したがってまたその権力的地位の増大という事態に直面して、ますます重要性を高めつつあるこの階層の異常に大きな力を制限し、これを有効に統制できる勢力が存在するなんらかの保証は、どうすれば与えられるか」を民主主義の可能性として問うことであった。しかしながらこの問いもウェーバーはとくに扱っわけではなかった。ウェーバーにとっては第三の「官僚制そのものが果たしえないものを考察することからでてくる問い」こそがもっとも重要な問いであった。すなわち政治家がもつべき「指導的精神なるもの」こそが論じられなければならなかったのである（マックス・ヴェーバー著、中村貞二・山田高生・脇圭平・嘉目克彦共訳『政治論集 2』みすず書房、1982年、364頁）。ここからウェーバーが指導者民主制に可能性をみだしていくのにたいして、本稿でとりあげている分節政治理論は、ウェーバーが関心をはらわなかった第一と第二の問いを中心に

政治的組織形態を構想し、自治・分権化および多元・重層化への途をしめすのである。

- 18 そもそも市民社会概念をさかのぼると、起点のアリストテレスにおいて、この概念の前提には三つの使い分けがあったことをリーデルは指摘する。すなわち第一は都市と家との区別である。「かかる組織には、本来的に政治的なものと家政的なものの領域との対立が固着しており、これがポリスとオイコスを相互に分化させる」。この対立は第二の区別に対応している。つまり「自由人（《市民》）と非自由人（〈非市民〉、外人など）という身分によるポリス住民の分類」である。「市民社会の発生、つまり《前市民的》共同形式 *Gesellungsformen* からポリスへの移行は、個人の保持と個人の生活上の欲求や必要の充足がすでに確保されていることを前提にしている。かかる個人的欲求の充足は、近代的観念とは異なり、アリストテレスにとっては市民社会ではなく《家》共同体 *Gesellschaft* の義務である」。オイコスは、すべての市民に共通のもの、ポリスという公的なものから排除された私的なものの領域として、現れる。「市民は、《国家》と同視される市民社会の成員として、《家》という私的領域に属するのではなく、逆に、《私的なもの》を支配しつつ、家の主人として労働と経済的生産の領域から解放されているからこそ、市民でありうるのである」。第三の区別は、実力にのみ依拠する家政的な支配と自由人による自由人にたいする市民的な支配の知識に関するもので、アリストテレスにおいて「すべての《家政的》な知識は、生活を維持していくうえで必要なものとされるだけで、全体として《偶然的》であり《無価値》であった。「生活に必要な手段を《支配する》ためには、《家政的》な支配だけで十分であり、それには何ら特殊な知識を要しないのである—《政治的》（=市民的）な支配への関与はこれとは逆で、市民たるものはこの支配というものをつねに《理解》していなければならない」（リーデル、前掲訳書、16頁以下）。